

第12回香南市農業委員会議事録（令和2年12月）

1. 開催日時 令和3年1月4日（月） 午後1時54分から午後2時29分

2. 開催場所 香南市役所6階 会議室

3. 出席委員（19人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

4. 欠席委員

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 10番三浦 輝之 11番西村 政吉

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 ①農地あっせん申し出について

②令和2年香南市賃借料情報について

6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦
農業委員会事務局主任 宇田 道太郎
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第12回香南市農業委員会を開催致します。
皆様、新年明けましておめでとうございます。新たな年を迎えると共に、いよいよ今回から農業委員会総会が本庁舎に移転して開催されることとなりました。気持ちも新たに感じられます。今年も頑張っていきましょう。よろしくお願い致します。

最初に本日の出席委員の報告を願います。

(開会 1 3 時 5 4 分)

事務局 本日の出席委員は 1 9 名です。香南市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、本日はコロナウィルス感染が拡大しておりますので推進委員の出席は控えさせていただいておりますので、ご報告いたします。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。1 0 番三浦委員、1 1 番西村委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたします。

なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

議長 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局より説明を願います。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、受付番号 5 9 番の説明を致します。

申請地は野市町本村字吉村 4 0 3 番、地目 田、面積 9 4 2 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。

譲受人は農地を所有できる資格のある農業生産法人、農地所有適格法人です。

農地法第 2 条では、農地所有適格法人の要件が定められており、要件を満たす場合は、法人でも農地を所有することができます。農地所有適格法人の要件については、農地法第 6 条にもとづき、毎年、法人からの報告書により香南市農業委員会で確認しております。譲受人については、直近で提出された報告書により、農地所有適格法人であることを確認しております。受付番号 5 9 番につきましては、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 1 番農業委員さんお願いします。

1 番 現地を確認した結果、事務局の説明どおりで別に問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
3 条 1 件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号30番の説明を致します。

申請地は、野市町土居字ニノミコ1341番11、地目は田、面積は226㎡です。

位置図及び配置図は1ページ・2ページ、現況写真も1ページ・2ページをご覧ください。

申請地は野市町土居の野市東部老人憩の家の南南西約300mに位置し、借人が自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は青線を挟み同意のある田、西は貸人所有の田およびさらにその西は宅地と同意のある田、南は貸人所有の田およびさらにその南は同意のある田、北は香南市道を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては0～20センチの盛土をし、駐車場・駐輪場・玄関への通路はコンクリート敷き、洗濯物干しスペース・敷地内通路・その他の部分は砂利敷きで整地する計画です。

排水につきましては、位置図および配置図2ページのとおり、生活雑排水は北側市道に埋設された公共下水道管へ接続して処理、雨水は北側市道の既設水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、進入路である北側市道への進入口設置工事については香南市建設課より工事施工承認済み。北側市道の既設水路への排水管の接続については香南市建設課より許可済み。また、公共下水道への接続が可能である旨は香南市上下水道課と事前協議済みです。

補足説明があれば17番農業委員さんお願いします。

17番

この件は第1種農地になっていますけど、西側、東側共に住宅に挟まれており、隣接農地は本人所有でもあり、また、周辺の農地からも同意がありますので問題ありません。

事務局

続きまして、受付番号31番の説明を致します。

申請地は、香我美町口西川字下奥谷63番4、地目は畑、面積は61㎡です。

位置図及び配置図は3ページ・4ページ、現況写真は、この次にご説明する、すぐ隣接地の受付番号32番と合わせて3ページから5ページをご覧ください。

申請地は香我美町山北の県道沿いにある松木商店から北西約770mに位置し、譲受人3名の所有地への進入路として転用するものですが、現況写真3ページの下段の写真①とおり、現在すでに通路として舗装済みであり、今回、始末書付きで転用申請が提出されております。

また、次の受付番号32番でご説明しますとおり、申請地の奥にある譲渡人所有の農地のうち2筆57番と62番につきまして、譲受人のうち夫婦2名の自己用住宅建築のために転用する計画となっております。したがって、建築後の住宅および現所有者である譲渡人所有農地への進入路として使用するものです。

周囲の状況は、東と北は譲渡人所有の畑、西は香南市道を挟み譲渡人所有の畑、南は譲渡人所有の畑および56番1の宅地ですが、この宅地は現況が畑となって

おり同意済みです。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、「その他の第2種農地」に該当すると判断します。

造成および整地につきましてはコンクリート仕上げで既に舗装済み。

排水につきましては位置図および配置図4ページのとおり、雨水のみで、現況のまま勾配により西側市道側溝へ流れます。

排水に関しては地元の同意を得ており、現状のまま雨水が西側市道側溝へ流れることについては、許可申請等が特段不要である旨を香南市建設課へ確認済みです。

補足説明があれば9番農業委員さんお願いします。

9番 周囲も宅地になっており、別に問題はありません。

事務局 続きまして、受付番号32番の説明を致します。

申請地は、香我美町口西川字下奥谷57番および62番、地目は畑、面積は合計で386㎡です。

位置図及び配置図は5ページ・6ページ、現況写真は先ほどと同じく3ページから5ページをご覧ください。

申請地は先ほどの受付番号31番の赤線を挟んですぐ南隣りで、譲受人夫婦の自己用住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は宅地、南は宅地および同意のある畑、北は赤線を挟み譲渡人所有の畑および同意のある畑、西は56番1の宅地ですが、この宅地は現況が畑となっており同意済みです。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、切土・盛土はなく、地盤改良を行い、一部碎石仕上げ、その他は土で整地します。

排水につきましては、位置図および配置図6ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の赤線および受付番号31番で申請中の譲渡人所有の畑で、現況が進入路である63番4を通った後に西側市道側溝へ排水します。雨水も生活雑排水と同様の経路で西側の市道側溝へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、西側市道側溝への排水管接続については香南市建設課より許可済み。北側の赤線への排水管理設の工事および使用については香南市住宅管財課より許可済みです。

また、北側の受付番号31番で申請中の譲渡人所有の畑で、現況が進入路である63番4については、現所有者である譲渡人より、通行および排水管理設に関する承諾書が提出されております。

なお、申請地には「条件付所有権移転仮登記」が設定されておりますが、この権利者からの同意書も提出済みです。

補足説明があれば9番農業委員さんお願いします。

9番 31番と同じ申請者ですので、問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号33番の説明を致します。

申請地は、野市町東野字ソノ丸1032番1、地目は田、面積は411㎡です。

位置図及び配置図は7ページ・8ページ、現況写真は6ページから9ページをご覧ください。

申請地は高知黒潮ホテルの北北西約150mに位置し、隣接する登記地目公衆用道路の1032番10と一体的に利用して、合計面積440㎡に駐車場を設置するものです。

周囲の状況は、北は青線・赤線を挟み宅地および1029番1と1030番3の田ですが、この田は現況写真8ページ上段の写真④のとおり現況が宅地となっており営農に影響は無いと判断します。西は県道を挟み宅地、東は赤線を挟み譲受人所有の宅地、南は1032番9の譲受人所有の田ですが、この田は現況写真9ページの写真⑥と⑦のとおり、現況が舗装された通路となっております。

農地の区分としては、「宅地、事業施設、公共施設が連坦した区域内の農地」で、第3種農地に該当すると判断します。

造成につきましては現況高に約45cmの盛土を行い、全面碎石敷きで整地します。

排水につきましては、雨水のみで、現状と同じく全て自然浸透のため周囲への排水はありません。

進入路は北側の舗装済みの赤線から進入し、道路側溝への進入用グレーチング設置については香南市建設課と協議済みです。

なお、周囲の状況で、現地写真9ページでご説明しましたとおり、申請地南側には「現況が自宅への通路として舗装された、1032番9の譲受人所有の田」がありますが、この田は過去に転用許可を受けていない違反転用状態となっている可能性があります。申請者側へ問い合わせたところ、この通路の先の宅地に、40年程前には譲受人の父親が営む診療所があり、その当時から既に現在の状態となっていたとのことですが、当時、転用許可を受けていたかどうかについては申請者側に現在確認中です。仮に違反転用状態である場合は、申請人所有地の違反状態が解消するまでは県は転用許可をおろしません。

農業委員会としても、県への意見書の中に「隣接する申請人の所有地が違反転用状態である可能性があるため、これが解消される、または違反状態でないことが確認されることを条件として許可相当である」などの意見を付して県へ送付する必要があると思われますので、ご協議いただきますようお願いいたします。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 事務局からの説明どおりでして、ここの転用については何ら問題ないと思います。なお説明がありましたようにご協議をお願いします。

事務局 続きまして、受付番号34番の説明を致します。

申請地は、野市町東野字レノ丸296番6、地目は田、面積は136㎡です。

位置図及び配置図は9ページから11ページ、現況写真は10ページ・11ページをご覧ください。

申請地は野市中央病院の西約550mに位置し、北側の宅地と一体的に利用して合計面積236.24㎡に自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、西と北は宅地、南は県道を挟み宅地、東は296番7の貸人所有の田」を挟み宅地です。ここで、東側の296番7の貸人所有の田は、現況写真11ページの写真②と写真③のように 現況が幅約1.3mの通路のようなスペースと一部水路となった非農地状態であるので、この田を介して申請地の北側

に広がる集団農地とは連坦していないと判断します。

農地の区分としては、「宅地、事業施設、公共施設が連坦した区域内の農地」で、第3種農地に該当すると判断します。

造成につきましては現況高に10cm盛土を行い、駐車場と駐輪場は一部コンクリート仕上げ、その他の部分は碎石敷きとします。

排水につきましては、位置図及び配置図11ページには水色と緑色の線で、現況写真10ページの上段の図には青水色の点線でそれぞれ表示しましたとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の貸人所有の宅地および現況が通路のようなスペースとなっている貸人所有の田にある既設個人水路を経由し、最終的に申請地の北東方向にある青線へ排水します。雨水も生活雑排水と同様の経路で北東方向にある青線へ排水します。

排水については地元の同意を得ておりますが、現在の既設個人水路の終点から青線へ排水される口の構造を改良することが同意の条件として付けられております。この排水口改修については、個人水路框に対する工事のみであり、新たに青線へ工事を行うものではないため、特段の許可申請等が必要無い旨を香南市住宅管財課へ確認済みです。

また、進入路は南側の県道から土をスロープ状にして進入する計画ですが、今回の規模であれば県道へのスロープ設置等の許可申請は不要である旨は高知県中央東土木事務所へ確認済みです。

また、排水経路となっている296番5の宅地および296番7の田の所有者である貸人からは、排水管の埋設と既存排水路の使用に関する承諾を得ております。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 説明どおりで問題ないと思います。ただ、申請地南が県道の拡幅予定となっております。杭が打たれております。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら裁決にはいります。
5条5件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し、意見書をつけまして、知事に送付いたします。
なお、受付番号33番の案件につきましては、農業委員会の意見として隣接する申請人の所有地が違反転用状態である可能性があるため、これが解消される等違反状態でないことが確認されることを条件として許可相当である意見をつけて送付することといたします。

議長 続きまして、議案第3号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について6番の説明いたします。農地付き空き家バンクの地番指定の案件です。議案書6

ページ、7ページと現況写真12ページから14ページをご覧ください。

申請地は夜須町西山字二和城外2筆。地目は畑で面積は合計で1,526㎡です。

申請者は市内に在住しており、空き家バンクには登録済みで、宅地に隣接している農地も一緒に売買したいということでの申請です。

現地は相続前から果樹が植わっておりますが、維持管理のみで、草刈り等で保全管理はされていますが、今後は耕作する見込みのない土地であります。

補足説明があれば3番農業委員さんお願いします。

3番 別に問題ないと思います。

事務局 続きまして7番の説明をします。現況写真15ページをご覧ください。この農地は4月の第3回農業委員会で地番指定し、12月の第11回農業委員会で3条申請があり、空き家とセットで新しい所有者へ所有権の移転が完了したため地番指定の解除を行うものです。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について2件、提案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手願います。。

議長 全員挙手により、提案どおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号36番の説明を致します。
申請地は香我美町山北字西キド2000番1外1筆、地目は田、面積1,435㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

続きまして、受付番号37番の説明を致します。

申請地は香我美町中西川字下大坪692番1外3筆、地目は田、面積2,407㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声)

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第18条による合意解約について2件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について、利用権の設定34件、中間管理事業による所有権の移転3件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、承認することとします。

議長 続きまして、議案第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出について6件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について①農地のあっせん申し出について貸付け1件、事務局より説明願います。

事務局 香我美町下分で、貸付けが1件出ております。情報がありましたら、事務局までお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 続きまして②令和2年香南市賃借料情報について、事務局より報告願います。

事務局 お手元に配布していますが、令和2年1月から12月までの利用権設定した賃借料の集計、平均等公表しておりますので報告します。

議長 事務局の報告が終わりました。この件につきまして発言のある方はお願いします。

17番 金額ですが、ハウスの場合、最近はハウス付きで貸す場合と、借りてからハウスを建てる場合がありますが、その辺の区別はどうなっていますか。

事務局 ここについては、あくまでも土地だけを貸す場合、借りてからハウスを建てるというのは金額には入っていません。下の欄にハウスと書いた部分がありますが、

これがハウス付きで貸した場合の金額になっています。利用権結ぶときにハウスと記載が無いものがたまにありますが、ハウスの場合金額が高くなるので、その場合は航空写真で確認してハウスが建っておれば、ハウス付きで集計に入れています。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら、この件は報告案件ですので、採決は致しません。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

3 番 コロナウィルスの影響で推進委員が出席しておりませんが、今まで一緒にやってきたので、委員長には出席してもらって会の流れを知ってもらった方がよいのでは。

事務局 この後、執行委員会を開催する予定ですので、そこで今後どうするか決めていくようにしています。

事務局 最適化交付金ですが、国への申請が早くて15日には出さなくてははいけません。人・農地プランの会合がある予定でしたので、それには出席してくれると思っていましたが、先程農林課からも説明があったように会合が未確定であること、また別途皆様に意見を聞くという日程が決まっていない段階で計上する事ができないので、その場合はご了承ください。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第12回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会は、2月2日（火）午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

（ 閉会 14時29分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長